

昭和35年12月7日(第2号)

行政審議会(第5次)答申

(行政運営の簡素化能率化について)

行政管理庁

答 申 第2号

昭和35年12月7日

行政管理庁長官 高橋進太郎 殿

行政審議会会長 佐藤喜一郎

行政運営の簡素化能率化について（答申）

本審議会は、昭和34年12月10日付の諮問に応じ慎重審議の結果、行政運営の簡素化能率化に関し、別紙のとおり總會の決定をみましたので、ここにこれを答申し、あわせてこれが実現方につき政府当局の特段の配慮を要請いたします。

別 紙

行政運営の簡素化能率化について

行政運営の簡素化、能率化及び行政サービス向上の必要性和その方策については、本審議会においても、過去幾度か政府に対して意見を答申したところであるが、まだ所期の成果をあげるに至っていないことは、なほ遺憾である。

政府は、これまでに答申した事項の実現をはかるため、格段の努力を傾けるとともに、次のような施策を講ずるよう要望する。

第1 民間の意見を取り入れた行政改革の推進

行政運営改善の根本は、行政事務の簡素合理化にあり、許認可事務は、行政の中心的な作用をなすものであるという観点から、第4次行政審議会においては、許認可事務の整理についての具体

的方策を答申したのであるが、その趣旨は、さらに強力にこれを推進する必要がある、このほか、行政事務全般についても次のような観点から再検討し、極力その整理・合理化をはかる必要がある。

1 行政事務の中には、事の精確と安全を期するあまり、行政の効果に比して、経費その他の負担と国民のこうむる犠牲とが過大に失するものがあるので、これらの事務を簡素化し、または廃止すること。

2 国の事業または事務で、創設当時とは客観情勢が変化し、既にその直営の意義が乏しくなり、あるいは、直接行なう必要がなくなつたものは、これを地方公共団体に移譲し、または民営方式をとり入れること。

なお、公共事業等は、民間請負を原則とすることとし、すくなくとも、今後増加するものについては、すべて請負とするためまえをとること。

また、庁務等には、請負化することによつて合理的・能率的に処理できるものが多いので、これらの事務の整理を行なうこと。

しかしながら、問題点のとりあげ方、改革案の樹立等を一切官庁側にまかせては、その実現は期待しがたく、一方、これらの行政の影響を受けて直接間接の犠牲をこうむっている民間には、改善についての切実な要請があると考えるので、政府は、行政管理庁に民間各層の具体的意見を進んで系統的に吸収させ、これを中心として関係事務の改善をはかるものとする。

なお、問題点の解決にあたつては、重要なものは個別に行政審議会に諮問してこれを処理するものとする。

第2 行政事務の運営方法の改善

行政事務の運営の改善については、既に幾度か権限と責任の明確化、事務管理体制の整備、窓口行政の改善等にわたつて意見を述べてきたところであり、極力その実現をはかる必要がある。

特に、行政運営の実効をあげるため、重要問題については部局長が自らの判断において、その処理の手順及び方向を指示する等事務全体に対する生きた管理を行なうほか、次の諸点に留意して改善を期する必要がある。

1 機構の改変、人員の増減等に際しては、事務量の判断のみならず、必ず事務処理の方法を具体的かつ詳細に設定させて審査すること。

2 会計その他事務の全般にわたる近代的管理方式の採用及び電子計算機の機能の活用等事務処理の機械化のための研究を行なうこと。

3 機構の簡素化を阻害し、複雑化をまねく原因として、「人のために職を設ける」傾向がみられるので、これを改めるとともに、現行給与制度及びその運用がこの傾向を助長している面もあるので、これを検討すること。

4 広く職員に近代的事務管理についての研修を行ない、この問題に対する正しい認識をうえつけるとともに、事務改善の実績をあげた場合、その功績をほう賞する制度を考究すること。

なお、一定期間職員を経営管理の進歩している民間企業等において研修させることも一案である。

第3 各省庁間の職員の配置転換

行政事務が縮減しても、職員のために組織の規模を維持しよう

とする傾向が強く、一方、事務の増加に伴う機構人員の拡大を必要とする場合もあるので、各省庁間の配置転換を容易に行なわせることができれば、機構の簡素化も比較的容易に実現される事情もあると考えられる。このため次のような方法によつて、極力各省庁間の職員の配置転換をはかる必要がある。

- 1 各省庁間の人事交流を活潑に行ないまた事務の増減に応じて各省庁間の職員の配置転換をあつせんする適当な機関を総理府に設けること。そのためにも、第4次行政審議会の答申に示した人事局の如き機構を設けることが望ましい。
- 2 定員増に際しては、必ず配置転換をおりこんだ職員充員計画を樹立する制度を確立すること。
- 3 配置転換を容易にするため、職務転換のための職業訓練を実施すること。
- 4 状況の変化と事務の繁閑に即応し、人員の融通活用を可能にするためには、総理府または各省庁に職員のプール組織を置くことも一案である。

第4 国会関係業務が行政事務の運営に与える影響の軽減

国会の常任委員会における審議、行政調査等が、ほとんど通年行なわれる関係上、日常の行政事務の運営に影響するところが大であることは周知の事実であつて、その改善については国会においても考究することが望ましいが、政府としても国会に対し、その運営の方法について、たとえば、課長以下の職員の出席を要しないように細部にわたる質疑に対しては、書面回答をもつてあてる等、その改善をはかることを要請する必要がある。

一方、政府は、政府委員である局長部長等の不在時においても

代理処理等の方式を明確にして常務を円滑に処理できる体制を整えなければならない。

本審議会は、以上の四項目を政府において直ちに実施するよう強く要望するものである。

しかしながら、行政運営の簡素化・能率化を期するためには、さらに次のような根本的な対策が必要と認められるので、真剣にこれを検討し、その実施に着手されたい。

行政の体質改善のための強力な臨時診断機関の設置

行政の組織運営の根本的改革は、必要にしてきわめて困難な問題であり、従来の経緯からみてその実効を収めるためには、この際、米国における政府行政部機構委員会（フーバー委員会）の例にみるような超党派的なきわめて権威の高い機関を臨時に設け、行政の実態についてその調査権に基づき各種実証的資料を収集・審議し行政の画期的な体質改善をはかる必要がある。

この機関は、きわめて少数の委員が常時これに専念し、その補佐部門を強化するため広く内外の専門家を活用するものとし、行政の実態を診断するにあつては、その能率を阻害する原因及び改革のあい路を追求するとともに、わが国の実情に即した実現性のある効果的な具体案を求めることに着意しなければならない。

このためには、相当多額の経費と人員とを必要とするが、この種

権威ある機関の本格的調査によつて、はじめて所期の目的が達成されるものであり、その結果は、将来国家財政にも寄与するところが大であるとする。

